

企画競争実施の公示書

令和6年4月19日

国土技術政策総合研究所長
佐々木 隆

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務内容

国土技術政策総合研究所(以下「国総研」という。)における売店の設置・経営

..... 1者

国総研内に売店を設置し、経営を行う。

(2) 業務場所

茨城県つくば市旭1番地 国総研(旭庁舎)研究本館1階

茨城県つくば市立原1番地 国総研(立原庁舎)管理研究本館1階(必須ではない)

(3) 設置・経営方法

設置・経営が決定した者については、国有財産法第18条第6項に基づく国有財産の使用許可が必要

2. 施設使用料

有償とする。詳細については、5.(3)の業務説明会において説明する。

3. 使用許可期間

令和6年8月1日から令和11年7月31日までとする。

ただし、必要に応じて5年を超えない範囲内で、一度に限り更新できるものとする。

なお、開始時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

4. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(3) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力を有すること。

(4) 売店の営業を3年以上継続して行っており、現在も継続中であること。

(5) 国税及び地方税を完納していること。

(6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (8) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び（8）から（11）までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者でないこと。
- (13) 5.（3）の業務説明会に参加した者であること。

5. 手続等

(1) 担当部署

〒305-0802 茨城県つくば市旭1番地

国総研（旭庁舎）研究本館3階 総務部 人事厚生課 厚生管理係

TEL 029-864-2381（ダイヤルイン）

FAX 029-864-7865

電子メール：nil-itakukoubo@ki.mlit.go.jp

(2) 説明書の配布期間、配布場所

配布期間：令和6年4月19日（金）から令和6年4月30日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時から17時まで

配布場所：上記（1）に同じ。説明書の配布を希望する場合は、予め（1）の担当者まで事前連絡を行うこと。※配布を受けた説明書を第三者に渡してはならない。

なお、メールによる配布も可とする。

希望する場合は、必要事項を記載したメールを以下の宛先に送付すること。

※送付を受けた説明書を第三者に渡してはならない。

宛先：上記（1）のメールアドレス

記載事項：件名：国総研における売店の設置・経営

商号又は名称：

住所：

担当者名：

電話番号：

FAX番号：

(3) 業務説明会の日時及び場所等

日 時：令和6年5月1日（水）10時～ 国総研（旭庁舎）研究本館1階ビデオルーム

内 容：企画提案書等の作成要領及び施設の概要などに関する説明を行う。

なお、説明書の配布を受けていない者の説明会への参加は認めない。

また、説明会当日に出席しない者の応募は一切認めない。

(4) 企画提案書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限：令和6年5月15日（水） 17時

提 出 先：上記（1）に同じ。

提出方法：事前に連絡のうえ、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。なお、郵便による場合は提出期限必着とする。また、提出時必要に応じてヒアリングを実施する。）

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関係情報を入手するための照会窓口 上記5.（1）に同じ。

(4) 提出された関係書類等については、返戻しない。

(5) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合に、特定した企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがある部分を除き、開示の対象となる場合がある。また、提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。

(6) 詳細は設置・経營業務説明書による。